

北広島町議会情報セキュリティポリシー（基本方針）

令和 8 年 4 月 1 日

北 広 島 町 議 会 議 長

1 目的

本基本方針は、本町議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本町議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 情報

情報システムで取り扱う電磁的データをいう。

(2) 情報資産

本基本方針が対象とする情報資産は、情報（電磁的データ）及び情報（電磁的データを管理する仕組み（情報システム並びに情報システムの開発、運用及び保守のための資料等を含む。）をいうものとし、これらに該当しない文書は、文書管理に係る規則及び規程等により適正に管理するものとする。

(3) 情報システム

コンピュータのハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、業務処理を行うための情報処理を行う仕組みをいう。

(4) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(5) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(7) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者からの侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止

4 適用範囲

対象となる機関は、北広島町議会及び北広島町議会事務局とする。

5 委員等の遵守義務

北広島町議会の情報資産に携わるすべての議員及び北広島町職員、北広島町非常勤職員、北広島町嘱託職員及び北広島町臨時職員(以下「職員等」という。)及び部外受託者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 組織体制
北広島町議会の保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立するものとする。
- (2) 情報資産の分類と管理
北広島町議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。
- (3) 物理的セキュリティ対策
情報システムを設置する施設への不正な立ち入りの防止や、パソコン等の機器及び記録媒体等の適切な管理など、情報資産を損傷・妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。
- (4) 人的セキュリティ対策
情報セキュリティに関する権限や責任を定め、委員及び職員等に情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティに関する法令等の内容を周知徹底する等、十分な研修及び啓発が講じられるように必要な対策を講ずる。

(5) 技術的セキュリティ対策

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

各種対策の実施状況を確認するため、情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの順守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保などの運用面の対策を講じる。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認する等の必要な措置を講じる。また、外部サービス（クラウドサービス・ソーシャルメディアサービス）を利用する場合には、利用する際の留意事項を定め、周知する。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的または必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の実施による検証結果等を踏まえるとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等のリスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシー及び実施手順の見直しを適宜行い、都度委員及び職員等に周知することとする。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策など講じるに当たって、遵守すべき行為、判断等の基準を統一的に定めるため、必要となる基本的な要件を明記した対策基準を策定するものとする。なお、情報セキュリティ対策基準は公にすることにより本町議会の活動に重大な支障を及ぼすことがあることから、非公開とする。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本町議会の活動に重大な支障を及ぼすことがあることか

ら、非公開とする。

附則

この情報セキュリティポリシー（基本方針）は、令和8年4月1日から施行する。